

奈良県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、木戸土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高井 常吉	葛城市木戸二一―一三
〃	米田 高朗	〃 二五三
〃	木村 光弘	〃 二三〇
〃	高井 治	〃 二三三
〃	東野 勇人	〃 二四五
監事	弓田 忠由	〃 一七三―二
〃	森岡 淳吉	〃 二一六
〃	熨斗 章宏	〃 二〇六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	高井 常吉	葛城市木戸二一―一三
〃	米田 高朗	〃 二五三
〃	木村 光弘	〃 二三〇
〃	高井 治	〃 九一七
〃	東野 勇人	〃 二四五
監事	弓田 忠由	〃 一七三―二
〃	森岡 淳吉	〃 二一六
〃	熨斗 章宏	〃 二〇六